

日本リトルリーグ野球協会 リトルリーグ東北連盟

規 則



リトルリーグ東北連盟

規 則

第 1 条 (名 称)

本連盟は、リトルリーグ東北連盟という。

第 2 条 (目 的)

本連盟は、米国ペンシルバニア州にある国際リトルリーグ野球協会に加盟し、日本リトルリーグ野球協会に所属するもので、4才から14才までの子供達に野球を通じて強健な体力と健全な精神を養成し、思いやりのある規則正しい明朗な社会人に育成することを図ると共に、併せて所管ローカルリーグ相互の交流を深め、子供達の国際親善、友愛精神をもって、本連盟の健全な発展に寄与することを目的とする。

本連盟は、毎年2月～8月まで国際リトルリーグ野球連盟に登録をし、主催するワールドシリーズに参加する。窓口である公益財団法人日本リトルリーグ野球協会の指示、通達を円滑に県協会理事に伝達し、県協会理事は所属リーグに速やかに連絡し情報を共有することとする。また、4才から14才までの子供達に野球を通じて強健な体力と健全な精神を養成し、思いやりのある規則正しい明朗な社会人に育成することを図ると共に、併せて所管ローカルリーグ相互の交流を深め、子供達の国際親善、友愛精神をもって、本連盟の健全な発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 (事務局)

- 1 本連盟は、理事会の定めるところに事務局をおく。
- 2 本会の事務を処理するため、理事会において定められた事務局を設け、所要職員を置くことができる。職員は理事長が任免する

第 4 条 (組織及び会員)

- 1 本連盟は、日本リトルリーグ野球協会の規定に基づき登録を完了した東北6県の各県協会所属のローカルリーグをもって組織する。
- 2 本連盟の会員は、各県協会に登録し、本連盟の理事会において入会が認可され正式に登録されたリーグとする。
- 3 本連盟に入会し会員となるには、所定の申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 4 会員は規定の国際登録費・国内登録費・連盟登録費を所定の期間内に納入しなければならない。未納者は、当該年度の会員資格を失う。
- 5 本連盟に名誉を毀損したり品位を傷つけ、連盟の方針に非協力的な会員については総会の3/4以上の同意をもって除名することができる。

第 5 条 (事業)

本連盟は目的達成のためつぎの事業を行う。

- 1 全日本選手権大会及び全国選抜大会ならびにアジア・太平洋地区大会等の公式試合の開催運営。
- 2 全日本選手権東北代表選手大会及び全国選抜東北代表選手大会の開催運営。
- 3 各県協会が主催する大会の後援及び協賛並びに指導監督。
- 4 本連盟の推薦する国内・国際親善試合の開催運営。
ただし、他団体との交流、国際親善試合については事前に公益財団法人日本リトルリーグ野球協会に申請をして許可をもらうこと。出場停止の可能性があり、順守すること。
- 5 その他リトルリーグ野球育成に関する各種事業及び本連盟の目的達成に必要な各種事業。

第 6 条 (役員)

本連盟に次の役員を置く。

- 1 名誉会長1名、名誉顧問1名、会長 1 名、副会長若干名、理事長 1 名、副理事長若干名、理事最大14名(各県協会定数及び審判部2名は定数を満たすように努めること)、
事務局長1名、副事務局長若干名 顧問若干名、監事若干名。
- 2 理事長及び副理事長に選出された当該県は、それぞれ理事を補充する。

第 7 条 (役員の仕事)

- 1 会長は本連盟を代表する。
- 2 副会長は、会長に事故または不都合のある時、その職務を代行する。
- 3 理事長は会長を補佐し、会務を総括する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故または不都合のある時、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を組織し会務を決定執行する。
- 6 事務局長は連盟の事務全般を処理する。
- 7 副事務局長は事務局長を補佐し、事務局長に事故または不都合のある時、その職務を代行する。
- 8 顧問は、理事長の諮問に応じて意見を答申する。
- 9 監事は会計及び財産の状況並びに業務執行状況の監査を行い、理事会及び総会においてこれを報告し承認を得なければならない。

第 8 条 (役員を選出)

本連盟の役員は下記の方法で選出する。

- 1 会長及び副会長は、理事会において推薦し、総会において会員の過半数の承認を得てこれを定める。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の中から互選し、総会の承認を得てこれを定める。
- 3 理事は、各県協会において選任したもの及び会長が任命したものとし、総会の承認を得てこれを定める
- 4 事務局長は、理事会の承認を得て、総会で決定する。
- 5 顧問は、諸団体の代表者・リトルリーグの功労者より選出し理事会で決定する。
- 6 監事は、理事会で推薦し総会の承認を得てこれを定める。

第 9 条 (役員任期)

- 1 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 役員定年は 75 歳とする。(新年度に誕生日を迎える方も対象とする)

第 10 条 (役員解任)

- 1 役員が任期中に連盟の名誉を毀損し、または趣旨・目的に反して会務に不熱心な場合は任期中でも総会で 3/4 以上の同意が得られれば、これを解任することができる。

第 11 条 (総会構成)

- 1 総会は、第 6 条の規定の役員をもって構成する。
- 2 総会での議決権は、前項のものが各 1 個の議決権を有する。

第 12 条 (機関機能)

- 1 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画並びに収支予算の決定。
 - (2) 事業報告並びに収支決算の承認。
 - (3) その他本連盟に関する重要なこと。
- 2 理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を決定する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の決議した事項の執行に関すること。
 - (3) 連盟の主催または主管する大会の運営に関すること。
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

第 13 条 (機関招集)

- 1 総会は会長が招集し、理事長が議長となる。
- 2 総会を招集するには、会議を構成する役員に対して会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を明記して、開催期日の二週間前までに文章をもって通知し

なければならない。

- 3 理事会は、理事長が招集し、議長となる。
- 4 第2項の規定は前項の場合に準用する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第14条 (会議の開催)

- 1 定期総会は毎年1回4月に開催する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき開催する。
- 3 理事会は必要なとき随時開催する。

第15条 (機関の定速数)

- 1 総会は役員 $\frac{1}{2}$ 以上の出席により成立する。
- 2 理事会は理事 $\frac{1}{2}$ 以上の出席より成立する。

第16条 (機関の議決)

会議の議事はこの規約に定めてある場合を除き出席者の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 (書面表決等)

やむを得ない理由のため会議に出席できない時は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。但し、代理権の行使は1名とする。この場合前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第18条 (議決事項の通知)

会長は、総会の議決した事項について速やかに文書を以って会員に通知しなければならない。

第19条 (議事録)

会議の議事録は、議長がこれを作成し、議長及び出席理事1名以上署名の上これを保存する。

第20条 (試合・大会運営)

- 1 本連盟の試合規定はリトルリーグ国際規則及び日本規則に準ずる。
- 2 本連盟の運営規定は理事会において審議し決定する。運営規定は別に定める。

第 21 条 (資産の構成)

本連盟の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 年次登録金。
- (2) 事業に伴う収入。
- (3) 協賛金・寄付金及び本部助成金。
- (4) その他の収入。

第 22 条 (会計年度)

会計年度は毎年4月 1 日に始まり、翌年 3 月末日までとする。

第 23 条 (規則の変更)

本連盟の規則改正は、総会において審議し、出席会員の 3/4 以上の同意がなければ変更、改正できない。

第 24 条 (解散及び残余財産の処分)

- 1 本連盟は総会の 3/4 以上の決議を以って解散することが出来る。
- 2 解散のときに存する残余財産の処分については法律の定めるところに従う。

第 25 条 (コンプライアンス委員会の設置・運営)

平成 31 年度より「東北連盟コンプライアンス委員会」を設置する。

(運営)

- 1 委員は本部役員 2 名、県協会から 1 名、審判部から 1 名の 9 名から構成する。
- 2 委員会はコンプライアンス違反が生じた事案を適切に対応する。
また、事案については「日本リトルリーグコンプライアンス委員会」に報告をし、事案、問題点の共有を図る。
- 3 委員会はコンプライアンスを順守するため「県協会・所属リーグ」に定期的に情報提供、研修会等を実施しコンプライアンス違反の防止に努める。

第 26 条 (補 則)

- 1 本連盟規則は昭和 48 年 10 月 1 日より施行する。
 - (1) 昭和 53 年 4 月 1 日 規定一部改正
 - (2) 昭和 54 年 4 月 1 日 規定一部改正
 - (3) 昭和 58 年 4 月 1 日 規約一部改正
 - (4) 昭和 61 年 4 月 1 日 規定一部改正
 - (5) 昭和 63 年 11 月 27 日 規約一部改正
 - (6) 平成 16 年 2 月 7 日 規定一部改正

- (7) 平成 28 年 4 月 9 日 規定一部改正
- (8) 平成 29 年 4 月 8 日 規定一部改正
- (9) 平成 31 年 4 月 6 日 規定一部改正
- (10) 令和 2 年 4 月 23 日 規定一部改正
- (11) 令和 3 年 4 月 3 日 規定一部改正

2 この規約の施行細則は、理事会の議決を経て別に定める。